

## 委員会指示事務取扱要領

令和4年(2022年)8月3日付け網走海区漁業調整委員会指示(以下「委員会指示」という。)第2号の3の(4)に基づき、事務取扱要領を次のとおり定める。

### 1 秋さけ船釣りライセンスの取得

#### (1) 申請

##### 1) ウトロ海域及び網走・斜里海域の遊漁船、プレジャーボートの個人申請

###### ア 申請書の様式等

ライセンスを取得しようとする者は、別記第1号様式による申請書を本委員会に提出しなければならない。

また、承認後に委員会指示3の(5)の規定に基づき変更申請しようとする者は、別記第4号様式による申請を本委員会に提出しなければならない。

ただし、申請者の変更(第三者へのライセンスの譲渡)は認めない。

###### イ 添付書類

申請書には、次のものを添付しなければならない。

###### (ア) 船舶検査証書の写し

なお、同証書裏面に記載されている航行区域に指示で定める実施海域が含まれていない場合は、同海域を航行区域に含む臨時変更証の写し。

###### (イ) 住所を証するもの(住民票写、運転免許証写等)

###### (ウ) 海技免状の写し(プレジャーボートのみ)

###### ウ 申請期間等

8月9日(火)から8月15日(月)午後5時まで(郵送の場合は8月15日必着のこと)

###### エ 申請要領

申請にあたっての細部取扱については別に定める。

##### 2) 網走・斜里海域の団体申請

網走・斜里沖合海域の遊漁船とプレジャーボートの団体申請は、次のとおりとする。

###### ア 遊漁船

団体申請の対象は、申請者が15名以上でかつ使用する船舶の実隻数が15隻以上の団体とし、団体の代表者が申請するものとする。

団体承認を受けた者は、別記第5様式別紙団体申請名簿に記載された申請者とその使用船舶(以下、「名簿記載船舶」という。)により、1の(3)で決められた隻数の船舶が、ライセンス海域において秋さけ船釣りすることができる。

###### (ア) 申請書の様式等

ライセンスを取得しようとする団体の代表者は、別記第5号様式及び別記第5様式別紙による申請書を本委員会に提出しなければならない。

い。

また、承認後に委員会指示3の(5)の規定に基づき変更申請しようとする者は、別記第6号様式による申請を本委員会に提出しなければならない。

ただし、代表者及び別記第5様式別紙団体申請名簿の氏名の変更(第三者へのライセンスの譲渡)は認めない。

(イ) 添付書類

申請書には、別記第5様式別紙団体申請名簿全員分の次のものを添付しなければならない。

(a) 船舶検査証書の写し

なお、同証書裏面に記載されている航行区域に指示で定める実施海域が含まれていない場合は、同海域を航行区域に含む臨時変更証の写し。

(b) 住所を証するもの(住民票写、運転免許証写等)

(c) 団体の規約

イ プレジャーボート

団体申請の対象は、申請者が5名以上でかつ使用するプレジャーボートの実隻数が5隻以上の団体とし、団体の代表者が申請するものとする。

団体承認を受けた者は、別記第5様式別紙団体申請名簿に記載された申請者とその使用船舶により、1の(3)で決められた隻数の船舶がライセンス海域において秋さけ船釣りを行うことができる。

(ア) 申請書の様式等

ライセンスを取得しようとする団体の代表者は、別記第5号様式及び別記第5様式別紙による申請書を本委員会に提出しなければならない。

また、承認後に委員会指示3の(5)の規定に基づき変更申請しようとする者は、別記第6号様式による申請を本委員会に提出しなければならない。

ただし、代表者及び別記第5様式別紙団体申請名簿の氏名の変更(第三者へのライセンスの譲渡)は認めない。

(イ) 添付書類

申請書には、別記第5様式別紙団体申請名簿全員分の次のものを添付しなければならない。

(a) 船舶検査証書の写し

なお、同証書裏面に記載されている航行区域に指示で定める実施海域が含まれていない場合は、同海域を航行区域に含む臨時変更証の写し。

(b) 住所を証するもの(住民票写、運転免許証写等)

(c) 海技免状の写し

(d) 団体の規約

ウ 申請期間等

8月9日(火)から8月15日(月)午後5時まで(郵送の場合は8月15日(月)必着のこと)

## エ 申請要領

申請にあたっての細部取扱については別に定める。

### (2) ライセンスの発行基準

本委員会は、次のアからウを満たす申請者に対して、エに従ってライセンスを発行する。

ただし、同一申請者から2隻以上申請した場合若しくは同一申請者（団体名簿記載者を含む）から両海域の申請をした場合を除く。

#### 1) 使用船舶

船舶安全法（昭和8年法律第11号）第2条第1項の規定により定められた所用施設を有する船舶を使用すること。

#### 2) 船舶の規模等

動力船であって総トン数20トン未満であること。

#### 3) 委員会指示を遵守する者

「斜里町地先海域における秋さけ船釣り等に係る海区委員会指示指導要領」に定める「重大な違反」を過去3年間に3回以上行った者でないこと。

#### 4) 制限隻数との関係

##### ア ウトロ海域

###### (ア) 申請件数が制限隻数に満たない場合

前記アからウを満たす申請隻数がライセンスの区分ごとに制限隻数に満たない場合は、申請すべてに対してライセンスを発行する。

###### (イ) 申請件数が制限隻数に達した場合

前記アからウを満たす申請隻数がライセンスの区分ごとに制限隻数を超えた場合は、ライセンスの区分ごとに下記(3)に定める優先順位により決定する。

なお、実績の有無の判断は、委員会指示4の(6)に定める釣果報告書により行うこととし、釣果報告書を提出しない者は、前年度の実績がないものとして取り扱う。

##### イ 網走・斜里海域

###### (ア) 遊漁船

###### (a) 団体申請における名簿記載船舶の実隻数と個人申請隻数の合計が制限隻数に満たない場合

前記アからウを満たす名簿記載船舶の実隻数と個人申請の隻数の合計隻数が制限隻数に満たない場合は、申請者すべてに対してライセンスを発行する

###### (b) 団体申請における名簿記載船舶の実隻数と個人申請隻数の合計隻数が制限隻数に達した場合

前記アからウを満たす団体申請における名簿記載船舶の実隻数と個人申請隻数の合計隻数が制限隻数を超えた場合は、下記(3)に定める優先順位により決定する。

###### (イ) プレジャーボート

団体申請の制限隻数は20隻以内、個人申請の制限隻数は10隻と

する。ただし、申請隻数がこれに満たない場合は、余剰分を他方に追加することができるものとする。

(a) 団体申請

- a) 団体申請における名簿記載船舶の実隻数が制限隻数に満たない場合

前記アからウを満たす名簿記載船舶の実隻数が制限隻数に満たない場合は、申請者すべてに対してライセンスを発行する

- b) 団体申請における名簿記載船舶の実隻数が制限隻数に達した場合

前記アからウを満たす団体申請における名簿記載船舶の実隻数が制限隻数を超えた場合は、下記（3）に定める優先順位により決定する。

(b) 個人申請

- a) 申請件数が制限隻数に満たない場合

前記アからウを満たす申請隻数が制限隻数に満たない場合は、申請すべてに対してライセンスを発行する。

- b) 申請件数が制限隻数に達した場合

前記アからウを満たす申請隻数が制限隻数を超えた場合は、下記（3）に定める優先順位により決定する。

(3) 優先順位

1) ウトロ海域

ア 遊漁船にあつては、次のとおりとする。

第1順位 前年度に承認を受け、秋さけ船釣りを行った実績を有する者が使用する船舶

第2順位 生活、又は営業の基盤を斜里町に有する者が使用する船舶

第3順位 生活、又は営業の基盤をオホーツク総合振興局管内に有する者が使用する船舶

第4順位 上記以外の者が使用する船舶

※ これによっても同順位の場合には抽選とする。

イ プレジャーボートにあつては、次のとおりとする。

第1順位 前年度に承認を受け、秋さけ船釣りを行った実績を有する者が使用する船舶

第2順位 斜里町に住所を有する者が使用する船舶

第3順位 オホーツク総合振興局管内に住所を有する者が使用する船舶

第4順位 上記以外の者が使用する船舶

※ これによっても同順位の場合には抽選とする。

2) 網走・斜里海域

ア 遊漁船にあつては、次のとおりとする。

第1順位 団体申請

第2順位 個人申請

イ 団体申請における承認隻数は次のとおりとする。

(ア) 1 団体のみから申請があった場合

その団体にライセンスを発行する。ただし、名簿記載船舶の実隻数が30隻を超える場合は、ライセンス海域において同時に秋さけ船釣りを行える隻数は30隻以内とする。

(イ) 2 団体以上から団体申請があった場合

次によりポイントを算出し、ポイントの最も多い団体を承認する。

ただし、名簿記載船舶の実隻数が30隻を超える場合は、ライセンス海域において同時に秋さけ船釣りを行える隻数は30隻以内とする。

なお、名簿記載船舶の実隻数が30隻に満たない場合は、次点の団体も承認する。ただし、次点の団体がライセンス海域において同時に秋さけ船釣りを行える隻数は、30隻から上位の団体の名簿記載船舶の実隻数を減した隻数以内とする

なお、同ポイントだった場合は、それら団体を承認するものとする。ただし、それぞれの団体がライセンス海域において同時に秋さけ船釣りを行える隻数は、名簿記載船舶の実隻数の割合により30隻を按分した隻数とする。

団体名簿記載者のうちオホーツク総合振興局管内（斜里町以外）に生活、又は営業の基盤を有する者で令和3年10月31日以前に遊漁船登録をした者が使用する船舶	一人あたり 4ポイント
団体名簿記載者のうちオホーツク総合振興局管内（斜里町以外）に生活、又は営業の基盤を有する者で令和3年11月1日以降に遊漁船登録をした者が使用する船舶	一人あたり 3ポイント
団体名簿記載者のうち斜里町に生活、又は営業の基盤を有する者が使用する船舶	一人あたり 2ポイント
団体名簿記載者のうち上記以外の者が使用する船舶	一人あたり 1ポイント

個人申請における承認は次のとおりとする。

団体申請による承認隻数が30隻に満たない場合は、残りの隻数だけ次により承認する。

第1順位 オホーツク総合振興局管内（斜里町以外）に住所を有する者で令和3年10月31日以前に遊漁船登録をした者が使用する船舶

第2順位 オホーツク総合振興局管内（斜里町以外）に住所を有する者で令和3年11月1日以降に遊漁船登録をした者が使用する船舶

第3順位 斜里町に住所を有する者が使用する船舶

第4順位 上記以外の者が使用する船舶

※ これによっても同順位の場合には抽選とする。

イ プレジャーボートにあつては、次のとおりとする。

(ア) 団体申請にあつては、次のとおりとする。

(a) 1 団体のみから申請があつた場合

その団体にライセンスを発行する。ただし、名簿記載船舶の実隻数が20隻を超える場合は、ライセンス海域において同時に秋さけ船釣りを行える隻数は20隻以内とする。

(b) 2 団体以上から団体申請があつた場合

次によりポイントを算出し、ポイントの最も多い団体と次点の団体を承認する。ただし、名簿記載船舶の実隻数分が10隻以上の場合は、ライセンス海域において同時に秋さけ船釣りを行える隻数は10隻以内とする。

なお、両団体の記載名簿船舶の実隻数が合計が20隻に満たない場合は、第3位の団体を承認する。ただし、第3位の団体がライセンス海域において同時に秋さけ船釣りを行える隻数は、20隻から上位の団体の名簿記載船舶の実隻数を減した隻数以内とする。

なお、同ポイントだった場合は、それらの団体を承認する。ただし、それぞれの団体が、ライセンス区域において同時に秋さけ船釣りを行える隻数は、名簿記載船舶の実隻数により案分した隻数とする。

団体名簿記載者のうちオホーツク総合振興局管内（斜里町以外）に住所を有する者が使用する船舶	一人あたり 3ポイント
団体名簿記載者のうち斜里町に住所を有する者が使用する船舶	一人あたり 2ポイント
団体名簿記載者のうち上記以外に住所を有する者が使用する船舶	一人あたり 1ポイント

(イ) 個人申請にあつては、次のとおりとする。

第1順位 オホーツク総合振興局管内（斜里町を除く）に住所を有する者が使用する船舶

第2順位 斜里町に住所を有する者が使用する船舶

第3順位 上記以外の者が使用する船舶

#### (4) 追加承認

次のような場合、追加承認を行うことがある。

1) 承認上限隻数に満たない区分、海域があつた場合

ア) 条 件

どちらかの海域の承認数が承認上限隻数に満たなかった場合で、かつ他方の海域において承認を受けられなかった申請者（団体申請者を含む）がいた場合

イ) 承認方法

対象となる申請者に、承認上限に満たなかった海域への申請の意思を確認し、申請の意思のある者について承認する。

承認方法については1の(2)のライセンス発行基準に準ずる。

ただし、ウトロ海域に追加承認する場合で、1の(3)の優先順位を用いて、承認者を決定する場合、優先順位第1位の項目は適用しない。

#### (5) ライセンス証

ライセンス証の様式は次のとおりとする。

- 1) ウトロ海域及び網走・斜里海域のプレジャーボートの個人承認は別記第2号様式とする。
- 2) 網走・斜里海域の遊漁船とプレジャーボートの団体承認は、別記第7号様式とする。

#### (6) 章旗

章旗の形状、色等は別図のとおりとする。

### 2 その他

委員会指示4の(6)及び5の(5)に定める釣果報告の様式は次のとおりとする。

- (1) ウトロ海域及び網走・斜里海域のプレジャーボートの個人承認者は別記第3号様式とする。
- (2) 網走・斜里海域の遊漁船及びプレジャーボートの団体承認者は、別記第8号様式とする。